

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院中期目標(案)・中期計画(素案)対応表

中期目標(案)(抜粋)	中期計画(素案)
3 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための取組
3-1 診療事業	1-1 診療事業
飛騨地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携のもと、高度・先進医療、急性期医療及び政策医療等の県民が必要とする医療を提供することを求める。	飛騨地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携のもと、高度・先進医療、急性期医療及び政策医療等の県民が必要とする医療を提供する。
3-1-1 より質の高い医療の提供	1-1-1 より質の高い医療の提供
<p>法人が有する医師、看護師、コメディカルや、先進かつ高度な医療機器といった人的・物的資源を有効に活用し、高度で専門的な医療に取り組むことで、県内医療水準の向上に努めること。</p> <p>特に、医師、看護師、コメディカル等の優秀な医療スタッフの確保等に努め、提供する医療水準の維持・向上を図ること。</p> <p>また、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、科学的な根拠に基づく医療の推進、クリニカルパスの導入促進に努めること。</p> <p>さらに、医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療と治療環境を提供できるよう、医療安全対策を徹底すること。</p>	<p>(1) 高度医療機器の計画的な更新・整備 高度専門医療等の水準を維持・向上させるため、中期目標期間における更新及び整備計画を策定し、高度医療機器の計画的な更新・整備を進める。 医療機器の整備及び更新に当たっては、稼働率や収支の予測を十分に行った上で進めるとともに、リース等を含めた最適な導入形態を検討する。</p> <p>(2) 長時間勤務の改善等働きやすい環境の整備 より質の高い医療を安定的に提供するため、医師・看護師職員をはじめとする医療職の必要数確保及び定着を図る。 特に医師の勤務条件を緩和するため、医師確保と医師定着化の対策を実施する。 ・下呂温泉病院勤務医師や岐阜大学地域医療医学センター医師等が地域の教育研究を実践する場として設置した地域医療研究研修センターにおいて、地域医療を志す医師の養成 ・定年を迎えた医師のうち、質の高い医療の提供に寄与すると認められる者の再雇用 ・インターネットや医学専門誌などのメディアの積極的活用による医師の公募 ・県民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう非常勤医師の活用 ・看護師負担の軽減とともに高い患者サービスも可能な、7対1看護体制維持に必要な看護師数の確保</p> <p>(3) 大学等関係機関との連携や教育研修の実習による優れた医師の養成 岐阜大学地域医療医学センター及び岐阜県総合医療センター等の連携により多くの臨床研修医の受け入れと指導体制の充実を図り、特に地域医療を志す医師の養成を行う。</p> <p>(4) 認定看護師や専門看護師の資格取得の促進 患者及びその家族に接する機会が多い看護職の専門性の向上及び水準の高い看護を提供するため、認定看護師及び専門看護師の資格取得を促進する。</p> <p>(5) コメディカルに対する専門研修の実施 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の技術職について、研修等を充実し、専門技能の向上を図る。</p> <p>(6) EBMの推進 学会の診療ガイドライン等に基づいたクリニカルパス(入院患者に対する治療の計画を示した日程表)を作成し、クリニカルパスの積極的な活用に取り組むとともに、バリエーション分析(設定した目標に対して逸脱した事項の分析)等を行うことにより、医療の質の改善、向上及び標準化を図り、EBM(Evidence Based Medicineの略、科学的根拠に基づいた医療)を提供する。 また、電子カルテを中心とする医療総合情報システムをより有効に活用し、クリニカルパスの電子化や診療支援及び安全管理への活用を図り、医療水準の向上及び診療内容の標準化を進める。</p> <p>(7) 医療安全対策の充実 ○チーム医療の推進 あらゆる部門や職種を超えた良好なコミュニケーションの下に、専門職が一つになって総合的に医療を行うとともに、より専門的かつ安全な診療を実現するために、内科系医師・外科系医師・看護師などの構成員によるチーム医療をより一層推進する。 ○インシデント・アクシデント報告の分析及び改善方策の共有化 院内の医療安全対策室において、医療総合情報システムを活用し、インシデント及びアクシデントに関する情報の収集及び分析に努め、リスクを回避する方策の立案や、対策実施後の評価等を定期的に討議し、医療事故の再発防止及び予防の徹底を図る。 また、分析結果及び改善方策について、医療総合情報システムにより情報の共有化を図る。 ○安全管理に関する研修体制の充実 全職員が患者の安全を最優先にして万全な対応を行うことができるように、情報の収集・分析による医療安全対策の徹底及び医療安全文化の醸成など安全管理に関する研修体制を整備する。</p> <p>(8) 院内感染の発生原因の究明及び防止対策の確立のための体制整備</p>

	<p>院内に複数の医療職から構成する院内感染対策室を設置し、職員に対する院内防止対策（マニュアル）の周知徹底・啓発を行うとともに、定期的に感染対策委員会を開催し、感染の状況や感染対策活動の評価等を行う。</p> <p>また、重大な院内感染が発生した場合には、医療事故と同様に、原因の分析・再発防止策の立案と県民に対する適正な情報提供に努める。</p>
<p>3-1-2 患者・住民サービスの向上</p> <p>来院から診察、検査、会計等に至る全てのサービスの待ち時間の改善、快適性及びプライバシー確保に配慮した院内環境の整備、医療情報に関する相談体制の整備・充実など、病院が提供する全てのサービスについて患者の利便性の向上に努めること。</p> <p>また、病院運営に関し、患者のみならず地域住民の意見を取り入れる仕組みを作り、患者・住民サービスの向上を図ること。</p>	<p>1-1-2 患者・住民サービスの向上</p> <p>(1) 待ち時間の改善等 診療時間の弾力的運用など待ち時間の短縮や待ち時間の過ごし方について総合的な待ち時間対策に取り組む。待ち時間等の実態を把握し、総合的な待ち時間対策に反映させる。</p> <p>(2) 院内環境の快適性向上 待合室、トイレ等の改修・補修に努めるとともに、患者のプライバシーとアメニティの確保に配慮した快適な院内環境の整備を行う。 また、治療効果を上げるため、栄養管理の向上及び患者の病態に応じた個別対応食の促進に努める。</p> <p>(3) 医療情報に関する相談体制の整備 苦情等へ迅速な対応ができる組織体制を整備する。 また、接遇研修会を開催するなど職員の接遇意識向上にも努める。</p> <p>(4) 患者中心の医療の提供 患者の権利（安全、平等で最善の医療、情報の開示を受け、自己決定できるなど）の保証と職員への周知、医療者としての倫理観の確立に努める。</p> <p>(5) インフォームドコンセント・セカンドオピニオンの徹底 患者自らが選択し納得できる医療を提供するため、インフォームドコンセント・セカンドオピニオンを徹底する。</p> <p>(6) 患者や周辺住民を対象とした病院運営に関する満足度調査の病院運営への反映 患者や周辺住民を対象とした病院満足度調査を実施するとともに、その結果を病院運営に反映させる。</p>
<p>3-1-3 診療体制の充実</p> <p>医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療需要の変化に即して診療部門の充実や見直し、若しくは専門外来の設置や充実等診療体制の整備・充実を図ること。</p>	<p>1-1-3 診療体制の充実</p> <p>(1) 患者動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備・充実 病診連携機能を強化するとともに、患者の動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備及び充実を図る。</p> <p>(2) 多様な専門職の積極的な活用 高度な専門性を有する職員を外部から登用するにあたり、その専門性に適した処遇が可能となる人事給与制度を構築する。さらに高度な専門性を有する職員が定年を迎えた場合の再雇用制度も構築する。</p>
<p>3-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携</p> <p>近隣の医療機関等との役割分担を明確にするとともに病病連携・病診連携を一層推進し、地域の実情に応じて飛騨地域の基幹病院としての機能を引き続き発揮し、県民が求める医療を実施すること。</p> <p>さらに、退院後の療養に関する各種情報を提供することにより、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供の促進を図ること。</p>	<p>1-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携</p> <p>(1) 近隣の医療機関との役割分担の明確化と連携強化による紹介率・逆紹介率の向上 近隣の医療機関と連携強化することで、紹介・逆紹介を促進する 下呂市立金山病院については次のとおり役割分担を明確化する。 ア 岐阜県立下呂温泉病院 高度急性期医療（脳疾患、心疾患）、二次救急医療及び産科医療 イ 下呂市立金山病院 初期医療、慢性期・回復期医療、一次救急医療及び療養病床 また、脳血管障害後遺症等での長期入院患者については、下呂市立金山病院が受け皿の役目を果たすなどの連携を確保することで、地域で完結できる医療体制づくりに努める。</p> <p>(2) 地域連携クリニカルパスの整備普及 飛騨地域の中核病院として、他の医療機関との機能分担と連携を強化するために、地域連携クリティカルパスの整備・普及等に取り組む。</p> <p>(3) 地域の介護・福祉機関との連携の強化 地域の介護・福祉機関との連携を強化し、介護・福祉機関への患者情報の積極的な提供や、退院時カンファレンスの取り組みの強化等により、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービスを提供する。</p>
<p>3-1-5 重点的に取り組む医療</p> <p>高度・先進医療、急性期医療及び政策医療といった他の医療機関においては実施が困難ではあるが県民が必要とする医療を、岐阜県立下呂温泉病院として重点的に実施すること。</p> <p>特に、へき地医療の拠点病院として地域医療に関するあらゆることに取り組み、へき地医療拠点のモデル的病院として機能の充実を図り、その成果を県内に還元すること。</p> <p>また、第2次救急告示病院としての役割を維持すること。</p>	<p>1-1-5 重点的に取り組む医療</p> <p>二次医療を行う飛騨南部地域の唯一の中核病院として、不採算・特殊部門となりやすい救急・小児・周産期医療等の提供に努める。</p> <p>また、へき地医療の拠点病院として、「生活の場の医療」を県立病院の立場から創設し、その結果を研修医等に反映させるよう努力し、地域住民及び県民から信頼され必要とされる病院づくりを推進する。</p> <p>(1) へき地医療の拠点的機能の充実 県全体の約12%も占める広大な診療面積と飛騨川水系に沿った細く長い距離を有するという特徴のため、病院という</p>

	<p>施設医療のみでは住民の健康を守ることはできない。 地域医療研究研修センターの機能を充実し、検診医療の充実と地域診断機能の創設、さらに診療所との連携強化を図ることで、予防医学、連携医療を構築し、「生活の場の医療」の完成を目指す。</p> <p>(2) 急性期医療の機能強化 高度・先進医療、急性期医療及び政策医療といった、他の医療機関においては実施が困難ではあるが、県民が必要とする医療を提供するとともに、岐阜地域等の高度・先進医療機関との連携を強化する。</p>
3-2 調査研究事業	1-2 調査研究事業
岐阜県立下呂温泉病院で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上並びに県民の健康意識の醸成を図るための調査及び研究を行うことを求める。	岐阜県立下呂温泉病院で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上並びに県民の健康意識の醸成を図るための調査及び研究を行う。
3-2-1 調査及び臨床研究等の推進	1-2-1 調査及び臨床研究等の推進
高度・先進医療の各分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発、臨床応用のための研究を推進すること。 県及び飛騨地域の医療の水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを促進すること。	(1) 治験や調査研究事業に積極的に参画できる体制を整備し、受託件数の増加に努めるとともに、大学等の研究機関との共同研究を推進する。
3-2-2 診療等の情報の活用	1-2-2 診療等の情報の活用
電子カルテシステムを中心とする医療総合情報システムをより有効に活用し、診療等で得た情報を岐阜県立下呂温泉病院で提供する医療の質の向上に活用するとともに、他の医療機関への情報提供を行うこと。	(1) 医療総合情報システムに蓄積された各種医療データの有効活用 医療情報システムに蓄積された各種医療データを分析し、医療情報として提供することにより院内の医療従事者の総合的なレベルアップを図る。 また、その情報を地域の医療機関へも情報提供することにより地域医療全体の活性化を図る。 (2) 集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用 集積したエビデンスをカンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用することで、医療の質の向上を図る。 特に、地域医療研究研修センターでの調査研究事業において有効な活用を図る。
3-2-3 保健医療情報の提供・発信	1-2-3 保健医療情報の提供・発信
県民の健康意識の醸成を図るため、専門医療情報など病院が有する保健医療情報を、県民を対象とした公開講座やホームページなどにより情報発信を行うこと。	(1) 公開講座、医療相談会等の定期的開催 一般市民向けの公開講座や医療に関する相談会を定期的に開催し、保健医療・各種福祉制度に対する情報の提供や発信を行う。 (2) 保健医療、健康管理等の情報提供 病院が有する保健医療情報についてもホームページで公開するよう努める。 また、他の機関が主催する住民等に対する講師派遣についても積極的に協力していく。
3-3 教育研修事業	1-3 教育研修事業
医療の高度化・多様化に対応できるよう、岐阜県立看護大学及び岐阜県立看護専門学校等の学生並びに救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れなど、地域の医療従事者への教育及び研修を実施することを求める。	医療の高度化・多様化に対応できるよう、岐阜県立看護大学及び岐阜県立看護専門学校等の学生並びに救急救命士に対する教育、臨床研修医への研修など、地域の医療従事者への教育及び研修を実施する。
3-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実	1-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実
研修医等の研修施設として認められた病院（臨床研修病院）として、臨床研修医及びレジデント（専門分野の研修医）の積極的な受入れを行なうこと。 岐阜大学医学部附属病院や県が設立した他の地方独立行政法人などの臨床研修病院との連携や、法人の有する人的・物的資源を活かした独自の臨床研修プログラムの開発など、質の高い医療従事者の養成に努めること。	(1) 地域医療を目指す医師の養成 岐阜大学地域医療医学センター及び岐阜県総合医療センターからの臨床研修医を積極的に受け入れ、地域医療を目指す医師の養成に努める。 また、独自の臨床研修プログラムの開発に努める。 (2) 臨床研修医の県内定着化の促進 岐阜大学医学部附属病院、岐阜県総合医療センター及びその他の県内臨床研修病院等と連携し、研修医を支援するネットワークを構築することで、臨床研修医の県内定着化を促進する。
3-3-2 看護学生、救急救命士等に対する教育の実施	1-3-2 看護学生、救急救命士等に対する教育の実施
県内に就学している看護学生の実習受入れ、救急救命士の新規養成及び再教育にともなう病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実を図ること。	(1) 医学生、看護学生の実習受け入れ 看護学生の病院実習の受入れ体制充実に努める。 平成20年度実績 看護学校等106名 (2) 救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実 救急救命士などの病院実習の受入れ体制充実に努める。 また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士等の学生についても積極的に受入れを行う。 平成20年度実績 就業前実習 3名、再教育実習12名、ワークステーション方式実習7名、薬剤投与実習7名
3-4 地域支援事業	1-4 地域支援事業
地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう地域への支援を行うことを求める。	地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう地域への支援を行う。
3-4-1 地域医療への支援	1-4-1 地域医療への支援
地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、高度先進医療機器の共同利用の促進、開放病床の利用促進など、地域基	(1) 地域医療水準の向上

<p>幹病院として地域医療の確保に努めること。 医師不足の地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援など人的支援を行うこと。 岐阜大学医学部及び岐阜県総合医療センターと連携し、地域医療学の研究と地域医療に携わる医師の養成を図ること。</p>	<p>地域医療研究研修センターでは、岐阜大学地域医療医学センター及び岐阜県総合医療センターとの密接な連携のもとに、二次医療圏における医療提供体制の課題と解決策に関する調査研究及び当院を実践フィールドとした地域医療学の研究を行うことで、地域医療を担う医師の養成に取り組む。 病診連携を推進し、開業医との情報交換を積極的に行う。 (2) 医師不足の地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援など人的支援 飛騨及び中濃医療圏のへき地診療所や医師不足地域の医療機関への診療支援などの人的支援を行う。 (3) へき地医療拠点病院としての地域医療支援 へき地医療拠点病院として地域医療のすべてに取り組むとともに、飛騨南部地域の中心的役割を担い、へき地医療のモデル的病院としてその成果を県内に還元していく。</p>
<p>3-4-2 社会的な要請への協力 岐阜県立下呂温泉病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的な協力を行うこと。</p>	<p>1-4-2 社会的な要請への協力 医療に関する鑑定や調査、講師派遣など社会的な要請に対する協力を行う。</p>
<p>3-5 災害等発生時における医療救護 災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフの派遣や災害派遣医療チームの派遣など医療救護を行うことを求める。</p>	<p>1-5 災害等発生時における医療救護 災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフの派遣など医療救護を行う。</p>
<p>3-5-1 医療救護活動の拠点機能 災害等発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、患者の受入れや医療スタッフの現地派遣など本県或いは飛騨地域の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p>	<p>1-5-1 医療救護活動の拠点機能 (1) 岐阜県地域防災計画に基づき、本県或いは飛騨地域の医療救護活動拠点機能を担うとともに、災害等の発生時には患者の受け入れなど求められる機能を発揮する。</p>
<p>4 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>	<p>2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組</p>
<p>4-1 効率的な業務運営体制の確立 自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努めることを求める。</p>	<p>2-1 効率的な業務運営体制の確立 自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図る</p>
<p>4-1-1 簡素で効果的な組織体制の確立 医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、法人の理事長のリーダーシップが発揮できる簡素で効果的な組織体制を確立すること。 ITの活用とアウトソーシングを進めるとともに、経営企画機能を強化し、経営効率の高い業務執行体制を確立すること。</p>	<p>2-1-1 簡素で効果的な組織体制の確立 (1) 効率的かつ効果的な組織体制の構築 理事長のリーダーシップが発揮できる組織体制を構築する。 (2) 各種業務のIT化の推進 人事給与システム、旅費システム、経営管理システムなどITを活用した各種事務合理化を進める。 (3) アウトソーシング導入による合理化 定期的な業務についてはアウトソーシングを導入することにより各種事務合理化を進める。 (4) 経営効率の高い業務執行体制の確立 経営企画機能を強化することで、経営効率の高い業務執行体制を確立するとともに、職員の意見が反映されやすい風通しの良い組織運営に努める。また、定年を迎えた職員のうち、病院経営に寄与すると認められる職員を再雇用する制度を整備する。</p>
<p>4-1-2 診療体制、人員配置の弾力的運用 医療需要の変化に迅速に対応し、診療科の変更や医師・看護師等の配置の弾力的運用を行うこと。 常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用による、効果的な医療の提供に努めること。</p>	<p>2-1-2 診療体制、人員配置の弾力的運用 (1) 弾力的運用の実施 医療需要の変化や患者の動向に迅速に対応するため、診療科の変更や医師・看護師等の配置の弾力的運用に努める。特に看護師については業務量に応じ柔軟な職員配置を行う。 (2) 効果的な体制による医療の提供 職種の特長に基づき、多様な勤務形態の非常勤専門職を活用することで、効率的に医療を提供する。 (3) 3法人間の人為交流による適正な職員配置（人材活用のネットワーク化） 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立多治見病院間での人事交流を積極的に行うことで、適正な人員配置を実現する。</p>
<p>4-1-3 人事評価システムの構築 職員のモチベーション向上のため、知識、能力、経験や勤務実績等を反映させた公平で客観的な人事評価制度の構築を図り、中期目標最終年度までに試行運用を行うこと。</p>	<p>2-1-3 人事評価システムの構築 職員の実績や能力を職員の給与に反映し、職員の人材育成、人事管理に活用するための公正で客観的な人事評価制度を構築する。 なお、当該制度を中期目標期間内に試行的に実施する。</p>
<p>4-1-4 事務部門の専門性の向上 事務部門において、病院特有の事務に精通した法人の職員を計画的に確保及び育成することにより、事務部門の専門性を向上すること。</p>	<p>2-1-4 事務部門の専門性の向上 病院特有の事務に精通し、法人の事務及び経営の中心となるプロパー職員を計画的に確保するとともに、プロパー職員には診療報酬事務、病院経営等の専門研修に積極的に出席させるなど、事務部門の専門性の向上に努める。 特に、メディカルソーシャルワーカーや電算専門職員といった県からの派遣が難しい職種については、早い段階でプロパー職員の手当てを行う。</p>

4-2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図ることを求める。	2-2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。
4-2-1 多様な契約手法の導入 透明性・公平性の確保に十分留意しつつ、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を導入し、契約事務の集約化・簡素化・迅速化を図るとともに、費用の節減に努めること。	2-2-1 多様な契約手法の導入 民間病院の取り組みを参考に、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法の導入により、契約事務の集約化・簡素化・迅速化を図る。 特に、高度医療機器については、購入後のメンテナンス費用も考慮する必要があることから、メンテナンスも含めた入札、契約方法の導入について検討を行う。
4-2-2 収入の確保 地域社会のニーズに即した病院経営を行うことにより、病床利用率や医療機器の稼働率を高め、収入の確保に努めること。	2-2-2 収入の確保 (1) 効率的な病床管理、医療機器の効果的な活用 病床利用率については、病棟ごとの稼働率を常に把握し、病院全体として効率的な活用ができるよう病床管理を徹底する。医療機器については、医師確保により稼働率の向上を目指すとともに、有効活用の点から開業医等の受託促進に努める。 (2) 未収金の発生防止対策等 分納制度及び公的制度を可能な限り利用した未収金の発生防止対策を積極的に進めるほか、使用料・手数料についても、県内の公立病院及び民間病院の状況を把握することで、適正な使用料・手数料の算定できるよう努める。 (3) 施設基準の取得 診療報酬制度については、入院基本料の診療報酬最高額である7対1看護体制を維持するとともに、非常勤医師の常勤化や経験年数の長い医師の確保等により冠動脈CT撮影加算やハイリスク分娩管理加算等の新たな施設基準の取得を目指す。
4-2-3 費用の削減 薬剤・診療材料の購入方法の見直しや在庫管理の徹底などにより費用の節減に努めること。	2-2-3 費用の削減 (1) 在庫管理の徹底 薬剤・診療材料については、在庫管理システムによる管理を徹底するとともに、新規規格品購入時には、原則として類似品を廃止することで、費用の節減を図る。 (2) 経営意識を向上 経営情報を職員間で共有することで、職員全員の経営意識を向上させ、一層の費用削減に繋げる。 (3) 内部牽制機能の強化 より安価でより効率的な執行に努めるとともに、内部牽制機能を強化することで、安易な執行の抑制を図る。
5 財務内容の改善に関する事項	3 予算（人件費の見積含む）、収支計画及び資金計画
5-1 経常収支比率	「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間内の最終年度までに、経常収支比率を100%以上及び職員給与費対医業収益比率を〇〇%以下とすることを旨とする。
5-2 職員給与費対医業収益比率	
職員給与費対医業収益比率については、同規模の全国自治体病院の黒字病院の当該比率の平均値を参考に、中期計画にその目標を定め、中期目標期間の最終年度までに達成すること。	
	3-1 予算
	3-2 収支計画
	3-3 資金計画
	4 短期借入金の限度額
	4-1 限度額 △△△△円
	4-2 想定される短期借入金の発生理由 賞与の支給等、資金繰り資金への対応
	5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし
	6 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。
	7 料金に関する事項 岐阜県立下呂温泉病院の使用料及び手数料は次に定めるところにより徴収する。
	7-1 使用料の額 (1) 使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149において準用する場合を含む。)高

	<p>齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額、健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額(以下「算定額」という。)とする。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供(健康保険法(大正11年法律第70号)その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。)に係る使用料の額は、算定額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付の対象となる療養の給付又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院理事長(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。</p> <p>(3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。</p> <p>(4) 使用料の額の算定が前2項の規定により難しい場合の使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。</p>																				
	<p>7-2 手数料の名称、額等</p>																				
	<p>(1) 手数料の名称、額等は、次の表のとおりとする</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1484 730 1884 772">事務の内容</th> <th data-bbox="1884 730 2151 772">手数料の名称</th> <th data-bbox="2151 730 2240 772">単位</th> <th data-bbox="2240 730 2870 772">額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1484 772 1884 919">1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付</td> <td data-bbox="1884 772 2151 919">岐阜県立下呂温泉病院生命保険診断書等交付手数料</td> <td data-bbox="2151 772 2240 919">1通につき</td> <td data-bbox="2240 772 2870 919">生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては〇、〇〇〇円、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 919 1884 989">2 死亡(死産)診断書、普通診療費明細書又は死体検案書の交付</td> <td data-bbox="1884 919 2151 989">岐阜県立下呂温泉病院死亡診断書等交付手数料</td> <td data-bbox="2151 919 2240 989">1通につき</td> <td data-bbox="2240 919 2870 989">〇、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 989 1884 1058">3 普通診断書又は証明書の交付</td> <td data-bbox="1884 989 2151 1058">岐阜県立下呂温泉病院普通診断書等交付手数料</td> <td data-bbox="2151 989 2240 1058">1通につき</td> <td data-bbox="2240 989 2870 1058">〇、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1058 1884 1136">4 再発行診察券の交付</td> <td data-bbox="1884 1058 2151 1136">岐阜県立下呂温泉病院再発行診察券交付手数料</td> <td data-bbox="2151 1058 2240 1136">1通につき</td> <td data-bbox="2240 1058 2870 1136">〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table>	事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)	1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県立下呂温泉病院生命保険診断書等交付手数料	1通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては〇、〇〇〇円、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては〇、〇〇〇円	2 死亡(死産)診断書、普通診療費明細書又は死体検案書の交付	岐阜県立下呂温泉病院死亡診断書等交付手数料	1通につき	〇、〇〇〇	3 普通診断書又は証明書の交付	岐阜県立下呂温泉病院普通診断書等交付手数料	1通につき	〇、〇〇〇	4 再発行診察券の交付	岐阜県立下呂温泉病院再発行診察券交付手数料	1通につき	〇〇〇
事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)																		
1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県立下呂温泉病院生命保険診断書等交付手数料	1通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては〇、〇〇〇円、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては〇、〇〇〇円																		
2 死亡(死産)診断書、普通診療費明細書又は死体検案書の交付	岐阜県立下呂温泉病院死亡診断書等交付手数料	1通につき	〇、〇〇〇																		
3 普通診断書又は証明書の交付	岐阜県立下呂温泉病院普通診断書等交付手数料	1通につき	〇、〇〇〇																		
4 再発行診察券の交付	岐阜県立下呂温泉病院再発行診察券交付手数料	1通につき	〇〇〇																		
	<p>(2) 前項の規定により難しい場合の手数料の名称、額等は、理事長が別に定める名称、額等とする。</p>																				
	<p>7-3 保証金</p>																				
	<p>理事長は、特に必要があると認めるときは、病院に入院しようとする者から、保証金を徴収することができる。</p>																				
	<p>7-4 使用料及び手数料の徴収方法等</p>																				
	<p>(1) 使用料は、診療の都度支払わなければならない。ただし、入院患者にあつては、毎月1日から15日まで及び16日から月末までの使用料をそれぞれ請求書に定める期限まで(退院する入院患者にあつては、退院の日までの使用料を同日までに支払わなければならない。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、理事長は同項の規定による支払期限までに使用料を支払うことが困難であると認めるときは、支払期限を別に定めることができる。</p> <p>(3) 手数料は、申請の際に支払わなければならない。ただし、事務の性質上申請の際に支払うことができないものとして理事長が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(4) 支払われた使用料及び手数料は、算定内容を変更しない限り返還しない。</p>																				
	<p>7-5 使用料及び手数料の減免等</p>																				
	<p>理事長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免し、又は使用料及び手数料の支払を猶予することができる。</p>																				
	<p>7-6 その他</p>																				
	<p>ここに定めるもののほか、使用料及び手数料徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p>																				
<p>6 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p>																				
<p>6-1 職員の就労環境の向上</p>	<p>8-1 職員の就労環境の向上</p>																				

<p>職員の実情等を考慮した柔軟な勤務形態の導入、院内保育施設等の整備・拡充といった育児支援体制の充実など、日常業務の質の向上を図るために必要な職員の就労環境の整備に努めること。</p> <p>さらに、地方独立行政法人の制度を十分に活かし、不足している医療従事者（特に医師）を必要な人数確保することによって、病院職員全体の勤務環境を改善すること。</p>	<p>(1) 医療従事者の負担軽減対策 医療従事者の業務負担を軽減するため、必要な人数の確保に努めるとともに、時間外勤務の縮減等の勤務環境の改善を図る。また、職員の実情に応じた柔軟な勤務形態導入について検討を行う。 さらに、育児中の女性医師が夜間の診療業務に従事する際には、夜間保育を実施するなどの対策も講じる。</p> <p>(2) 健康管理対策 職員の身体面だけでなくメンタル面も含めた、心身の健康管理対策を充実する。</p>
<p>6-2 県及び他の地方独立行政法人との連携</p> <p>人事交流など、県及び県の設立した他の地方独立行政法人との連携を推進すること。</p>	<p>8-2 県及び他の地方独立行政法人との連携に関する事項</p> <p>医師、看護師やコメディカルなどの医療従事者の人事交流など、県及び県が設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。</p>
<p>6-3 医療機器・施設整備</p> <p>医療機器・施設整備については、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案して計画的に実施すること。</p> <p>新病院建設にあたっては、岐阜県立下呂温泉病院が担うべき機能の強化を図るとともに、診療機能に相応しい施設内容（規模、建設単価等）財源や建替え手法など、建設に必要な検討を十分行ったうえ建設を進めること。</p> <p>○強化すべき岐阜県立下呂温泉病院の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療の教育・研究機能（地域医療研究研修センターの機能） ・へき地医療の提供・支援機能 ・高度急性期医療の提供機能 ・地域災害医療の提供機能 ・終末期医療（入院・在宅）の提供機能 ・医療従事者の確保対策機能 ・地域医療機関等との連携機能 	<p>8-3 医療機器・施設整備に関する事項</p> <p>(1) 医療機器の計画的な更新・整備 医療機器は、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に判断し、計画的な更新・整備を実施する。</p> <p>(2) 新病院建設の施設整備計画 新病院建設にあたっては、法人の運営により建設費の償還が可能となるよう十分留意するとともに、次の点に留意した施設整備計画とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性能の確保に加え、医療を提供する場としての安全性、機能性及び効率的な運営が可能な部門構成や建築形態 ・患者をはじめ誰もが利用しやすいデザインを基本とし、患者のプライバシーとアメニティの確保や働きやすい職場環境に配慮した建築形態 ・経営上の負担を軽減するため、建設及び維持管理コストの低減、エネルギー部門の変更・拡張、将来の医療制度の変更、医療機器更新などに柔軟に対応できる建築形態 <p>また、新病院では特に次の機能を強化する。</p> <p>ア 「地域医療研究研修センター」の拡充 下呂温泉病院勤務医師や岐阜大学地域医療医学センター医師等が、地域医療の教育・研究を実践する場として、地域医療研究研修センターを拡充し、診療・教育・研究体制を整備する。</p> <p>イ へき地医療の機能強化 岐阜大学地域医療医学センター及び岐阜県総合医療センター等の協力のもとに、多くの臨床研修医の受入れと指導体制の充実を図り、へき地を含む地域医療の魅力を実感できる研修プログラムを整える。</p> <p>ウ 高度急性期医療の機能強化 病院敷地内にヘリポートを備えることで、高度急性期医療の機能を強化する。</p> <p>エ 災害対応機能の充実 飛騨地域と東濃地域の地域災害医療センターの中間に位置ことから、地震等有事の際には地域災害医療センターの機能も代替えできる病院として整備する。</p> <p>オ 終末期医療（入院・在宅）の実施 末期がん等の終末期の患者に対し心身のケアを図るため、終末期病床を整備する。在宅ケアに関しては、患者が自宅で安らかな最期の時を過ごせるよう地域の医療機関と密接な連携を図る。</p> <p>カ 医療従事者の確保対策 地域医療研究研修センターでは地域医療を志す医師の養成を行う。</p> <p>キ 地域連携機能の強化 地域において必要な医療を供給するため、民間では不採算・特殊部門となりやすい救急・小児・周産期医療の提供、飛騨医療圏の公立病院で実施していない救急・急性期リハ、糖尿病（基幹）、周産期（2次、分娩取扱い）の提供を継続して行う。</p>
<p>6-4 法人が負担する債務の償還に関する事項</p> <p>法人は、岐阜県に対し、地方独立行政法人法第66条第1項に規定する地方債のうち、法人成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担すること。また、その債務の処理を確実に行うこと。</p>	<p>8-4 法人が負担する債務の償還に関する事項</p> <p>法人が岐阜県に対し負担する債務の償還を確実に行う。</p>